

指導等はインターネット又は電話にて完全予約制となります。
来所の際は必ず会員証をご提示ください。



霧島神宮（鹿児島）

撮影 広報委員



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトビル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 平井 武男
編集 広報委員会

確定申告報告

税制指導委員長 増澤 義文

申告会の最大イベント令和3年分確定申告は昨年に続き新型コロナウイルス対策に追われながらも無事終わる事が出来ました。役員、女性部、指導部、事務局の皆様ご苦労様でした。東京地方税理士会保土ヶ谷支部の先生方、農協会場への指導派遣、e-Tax代理送信等ご協力ありがとうございました。

今年も新型コロナウイルス対策により出張会場（3会場）が中止となり、会場が和田町事務所のみとなりました。会員の皆様には大変ご不便をお掛け申し訳ございませんでした。今年度から指導会の体制を見直し、完全予約制を取り入れ会場整理の迅速化を目的として会員証の発行が実施されました。相談時間は一人50分とし、座席の消毒作業を行い、会場での密集回避の対策、待ち時間の短縮、等々改善が実施されました。

日頃から記帳点検、確認相談会、源泉指導会、決算準備指導会などへ参加を頂き確定申告時の相談時間短縮に御協力をお願い致します。市販会計ソフト利用者の相談時間の長い方が見受けられました。データ処理後の確認不足、操作不慣れな会員様が見受けられました。内容確認操作手順などは会員各自により行っていただきますようお願いいたします。会計ソフトブルーリターンAを購入して使いこなして頂き、確定申告時の相談時間短縮に御協力をお願い致します。

皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

提出件数	所得税確定申告	2,384件 (e-Tax 454件)	来場者数	3,530名
	消費税確定申告	290件 (e-Tax 50件)		

青色コーナー報告

組織委員長 福島 靖利

令和4年2月16日より3月15日迄、日石横浜ホールにて横浜中会と合同で青色コーナーを設置致しました。今回はコロナウイルスの影響で派遣人員も削減され、指導のみで入会勧奨は出来ませんでした。しかし、指導された役員のおかげで5名の入会がありました。

来年も青色コーナーに於いて入会勧奨が出来るかは未定です。会員数も年々減少傾向にあり、組織委員会としては今後色々な対策を検討し、入会勧奨に務めてまいります。

皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

青色コーナー実績 2/16～3/15 入会者数 5名 青色申請数 8件

※コロナの影響で行事・指導会を変更する場合があります。変更の場合はホームページ上にてお知らせ致します。

予約制・源泉指導会のお知らせ 6月27日(月)~7月11日(月)

前期分(1月～6月分)の納付期限は7月11日(月)です。 ※納期の特例を適用の方

納期限を過ぎると延滞税や不納付加算税の対象になります。従業員・アルバイト等に給与支払をされた方は納税額が0円でも納付書の提出が必要です。

確定申告時期（1/21～3/15）に1年分まとめて源泉指導を受けようとする方が見受けられますが期限後の指導等は申告会では行いません。期限を守りましょう！

※期限後の納付書は申告会で受取できません。ご自身で税務署へ提出ください。

- ◆専従者給与を支払う場合はあらかじめ税務署への届出が必要です。
◆納期の特例適用の場合、源泉税の納付(報告)は年2回です。 後期分 7月～12月分…1月20日

持ち物

- ①令和4年分の源泉徴収簿(給与支払額・源泉徴収税額を記入したもの) ②源泉税の納付書
③扶養控除申告書(扶養親族の生年月日を必ず記入してください) ④前年分の控

令和4年分給与所得に対する源泉徴収簿

甲類 乙類

所属 職名 住所 (郵便番号 240-0044) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町154-2

氏名 (フリガナ) リアヂ ハナコ 和田町 花子 (生年月日 明・大 平成55年 5月 5日) 番号 1

区分	月別	支給日	給付金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給付金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給与	1	20	100,000		100,000	0	720		720
	2	20	100,000		100,000	0	720		720
	3	20	100,000		100,000	0	720		720
	4	20	100,000		100,000	0	720		720
	5	20	100,000		100,000	0	720		720
	6	20	100,000		100,000	0	720		720
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
計									
賞与	6	20	100,000		100,000	0	4,084		4,084

記入例

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額

同上の税額につき還付又は徴収した月区分

申告の有無

扶養親族等の申告

事業主 和町 太郎

専従者 和町 花子 (S55.5.5)

給与 1月~6月 毎月20日 10万円

源泉税 月額720円

賞与 6月20日 10万円

源泉税 4,084円

源泉徴収金 (納付書)

給与所得、退職所得等の所得税徴収高計表

給付額通知書

国庫金 納税通知書

令和4年分給与所得に対する源泉徴収簿

令和4年分給与所得に対する源泉徴収簿

記入例

事業主 和田町 太郎
専従者 和田町 花子 (S55.5.5)
扶養親族0人
給 与 1月～6月 毎月20日 10万円
源泉税 月額720円
賞 与 6月20日 10万円
源泉税 4,084円

予定納税

予定納税の必要な方は税務署から通知されますので、申告時にその通知をお持ちください。

予定納税の納付が遅れた場合も延滞税がかかります。なお、必要経費にはなりません。

確定申告（第3期分）で所得税額から差し引きます。

納付期限 第1期 8月 1日(月) 第2期 11月30日(水)

廃業・業況不振等により予定納税額の減額申請をすることが出来ます

減額申請期限 第1期 7月15日(金) 第2期 11月15日(火)

※コロナの影響で指導会を変更する場合があります。変更の場合はホームページ上にてお知らせ致します。

指導会年間予定表 (令和4年度)

指導会	日 程	対象者
ブルーリターンA 個別指導会	・6月13日(月)～17日(金) ・8月22日(月)～26日(金) ・10月17日(月)～21日(金)	・ブルーリターンA利用者 ・会計ソフトの導入を検討している方
給与源泉指導会	・6月27日(月)～7月11日(月) 〈土日を除く〉	・従業員や専従者に給与支払がある方
記帳確認相談会	・9月5日(月)～16日(金) 〈土日を除く〉	・減価償却費の計算がある方 ・10万円以上の資産を購入した方 ・試算表の合わない方
決算準備指導会	・10月31日(月)～12月16日(金) 〈土日祝日を除く〉	・ブルーリターンA利用者 ・車の買い替え、建物の大規模修繕を したり、減価償却費の計算がある方 ・住宅を購入された方(住宅借入控除)
年末調整指導会	・12月19日(月)～1月20日(金) 〈年末年始、土日祝日を除く〉 ※) 給与支払ある方は必ず参加	・従業員や専従者に給与支払がある方 ・扶養親族や控除書類の確認が必要な方 ・給与支払報告書(源泉徴収票)の作成 が必要な方

上記以外の日程でも申告会事務所では指導会を行っています。お問合せください。

申告会での指導は、上記指導会や確定申告も含め 完全予約制です。必ず予約の上、ご来所ください。

①パソコンやスマホからオンラインで予約

ホームページから24時間
予約申し込み出来ます。

予約申込画面QRコード→



②電話045-442-7201で予約

※自然災害や突発的な事故が発生した場合は予約通りに指導できない事もあります。

確定申告期も含め指導時間は1人1日50分になります。

◎次のような方は必ず年内に申告会で指導をお受けください。

- ・車両の購入(買替)や建物の建築・修繕等があり、減価償却の計算が必要な方。
- ・会計ソフト利用者(確定申告期は2月以降、入力内容の確認は行いません)。

◎従業員や専従者に給与支払がある方は必ず納期限をお守りください。

- ・上半期分7月11日(月)・下半期分1月20日(金)

1月23日以降は申告指導期間のため、当会で年末調整の指導は出来ません。

◎確定申告期の3月は大変混み合い、待ち時間も長く予約も取りにくく なります。上記指導会に参加し、2月中にご来所ください。

チェック消費税!

消費税申告では「何も知らない」が一番危険です。

消費税の届出や記帳をしないまま申告を迎えると思われぬ**高額な納税**になる場合もあります。

また、消費税の申告を必要な年に期限内に行わないと**延滞税**や**加算税**がかかります。そのような場合に申告会で責任を負うことはできません。ご自身でしっかり申告年を確認し、記帳や納税に備えましょう。

課税売上高が1,000万円を越えている年の2年後は消費税申告が必要です!

「消費税課税事業者届出書」を提出

消費税額の試算と課税制度の選択

一般課税

※届出はありません

記帳 取引(売上・経費)を記帳する際に**税率(軽減8%・10%)**ごとに**税区分**を付け加えます。税区分は、課税・非課税・不課税・免税の4種類があります。

簡易課税は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出

原則、令和5年分の提出期限は令和4年12月31日です。

提出すると2年間は取りやめできません。但し、基準期間(2年前)の課税売上高が5,000万円を超えている方は一般課税で申告します。

記帳 売上、収入などを記帳する際に**税率(軽減8%・10%)**ごと**事業区分**を付け加えます。事業区分は第1種事業から第6種事業まであります。

消費税申告と納税

1,000万円を超えている年	令和2年	令和3年
消費税申告が必要な年(2年後)	令和4年	令和5年
消費税申告期限	令和5年3月31日	令和6年4月1日

課税売上高が1,000万円以下になった年の2年後は消費税申告が不要です。

「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出

1,000万円以下になった年	令和2年	令和3年
消費税申告が不要な年(2年後)	令和4年	令和5年

予約制・会計ソフト『ブルーリターンA』個別指導会

確定申告期に何回も指導を受けられた方は必ずお越しください!ご希望の日時をご予約ください。

日 程 6月13日(月)～17日(金) 8月22日(月)～26日(金)
指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 指導時間は50分

※コロナの影響により中止となる場合があります。

令和4年分から電子帳簿保存が変わります!

ブルーリターンAなどの会計ソフト利用者で令和3年分以前に電子帳簿保存の承認を受けている方が、新たに創設された「過少申告加算税の特例の適用」を受ける場合は、令和5年3月15日までに税務署へ「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書(優良)」を提出してください。

予約制・日曜日指導会

減価償却の計算、記帳でお悩みの方など、ご希望の方は開催日1週間前までにご予約ください。

日 程 6月26日 7月31日 8月28日

指導開始時間 ①9:00 ②10:00 ③11:00 午前のみ営業で1人50分制です。

※当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約できません。また、ご予約いただいていない方は指導できません。コロナの影響により中止となる場合があります。

労働保険のお知らせ

令和4年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は6月1日(水)～7月11日(月)です。

詳しい内容はこちらから ⇒



労働保険の申請は便利な電子申請で! ⇨ [検索 労働保険の電子申請](#)

お問い合わせは 神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課 電話 045-650-2803

新規加入受付中

当会は労働保険・一人親方保険のお取り扱いをしています!(別途組合費が掛かります。)
加入を希望の方等は労働保険担当 根本・藤田までご連絡ください。

女性部より 使用済み切手捨てないで!

たくさんの使用済み切手と一円玉940円集まりました。

皆様のあたたかいご協力に心からお礼申し上げます。使用済み切手等を全国青色申告会総連合女性部の本部へ送付しました。切手は東京都青梅市の目の不自由なお年寄りのホームに送り、愛好家に販売され、ホームの運営資金や盲大学生の奨学金の資金となっています。

使用済みの切手・一円玉を申告会にお持ちください。切手は周囲5ミリ程度残して切り取っていただければ幸いです。宜しくお願い致します。



申告会LINE 公式アカウント!

お友だち登録していただくと指導会などの情報が届きます。登録お願いします。

ID: @308u1hwl



お知らせください!

転居や廃業をされた方、変更のある方は申告会までご連絡ください。税務署への届出も申告会でお手続きできます。

退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費がかかります。

指導受付時間 午前9時～11時

午後1時～4時

業務終了時間 午後5時 ※土・日・祝日は休み

横浜市からのお知らせ

個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

Q 市民税・県民税(特別徴収分)の納入期限はいつまでですか?

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月11日が納入期限です。10日が金融機関等の休業日であれば、その翌日が期限になります。

Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか?

A 納入書綴りの後ろにございます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ホームページに「市民税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

Q 所得税で納期の特例を受けていますが、市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか?

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、財政局納税管理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請書等は、本市ホームページ「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

横浜市 納期の特例

検索

【提出先】横浜市財政局納税管理課

〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-3096 受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしてもらうことはできますか。

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落としによる納付方法を選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出ください。

横浜市 異動届

検索

【提出先】横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-4471 受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

〈事務局より〉 ご不便をおかけしますがよろしくお願い致します。

夏季休暇

8月15日(月)~19日(金) 事務所はお休みさせていただきます。

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

令和三年

遠藤 信子(事業主) 不動産貸付
七月二十六日 八十一才 保土ヶ谷区内田 勝治(事業主) 農業
十一月二十二日 八十七才 旭区

令和四年

青木 勤(事業主) 不動産貸付
一月三日 五十八才 瀬谷区綿貫 進(事業主) 農業・不動産貸付
二月七日 八十九才 旭区藤平 眞孝(事業主) 貸スタジオ
三月七日 五十九才 旭区飯島 康夫(事業主) 経営コンサルタント
三月二十四日 七十九才 旭区坪内 弘志(事業主) 不動産貸付
三月二十六日 七十六才 鎌倉市☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に
会より弔慰金が給付されます。お近くの班長
または事務局まで早急にご連絡ください。

※会員数※

令和4年3月末現在

正会員

3,206名

保土ヶ谷区

1,051名

旭区

1,316名

瀬谷区

839名

準会員

115名

6月の
行事6日(月)~10日(金) 健診・人間ドック
6月27日(月)~7月11日(月) 源泉指導会

14日(火) 広報委員編集会議

7月の
行事

27日(水) 財務委員会